

[損害保険判例研究]

損害保険判例研究会

＜94＞被保険者破産の場合における 任意自動車保険の直接請求権の 請求完了日

東京地裁平成28年9月12日判決 平成26年（ワ）第19632号
保険金請求事件 判時2351号24頁

深 澤 泰 弘

1. 事実の概要

平成22年11月9日午後0時30分ころ、神奈川県厚木市の路上で、横断歩道を徒歩で横断しているX（原告）に訴外Zが運転する自動車（以下「Z車」という。）が衝突した（以下「本件事故」という。）。Zは、横断歩道上の歩行者の有無を確認せず、前後左右の安全確認を怠ったままZ車を走行させ、Xに衝突した。したがって、Zには過失がある。Xは、本件事故により、右脛骨高原骨折、右肘関節挫傷、右膝関節挫傷、腰部挫傷の傷害を負い、入通院した。

Zについて、横浜地方裁判所小田原支部で、平成25年12月16日に破産手続が開始され、平成27年1月21日に同破産手続が廃止され、同日免責が許可された。

Xは、Zを被保険者、Z車を被保険自動車とする家庭用自動車総合保険（以下「本件契約」という。）の保険者であるYに対し、約款に基づく損害賠償額の支払を請求（以下「直接請求」という。）するとともに、事故

日から支払済みまでの民法所定の遅延損害金を、直接請求においてYが支払うべき損害賠償額として、あるいはYが損害賠償額支払債務を遅滞したことによる遅延損害金として請求した。

Xは、①XがYに直接請求できる金額は、「被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額」であるところ、Zは、Xに対し、本件事故日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務を負うから、Xは、Yに対し、直接請求においてYが支払うべき損害賠償額として、本件事故日から支払済みまでの遅延損害金を請求できる、②不法行為に基づく損害賠償債務は損害の発生と同時に何らの催告を有することなく遅滞に陥るから、直接請求において保険会社が損害賠償請求権者に損害賠償額を支払うべき時期も事故時とするのが公平であると主張した。

これに対して、Yは、被保険者が損害賠償請求権者に対し支払うべき事故発生日から支払済みまでの民法所定の遅延損害金は、XがYに対し直接請求できる「被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額」に該当しない、②直接請求において、Yは、請求完了日からその日を含めて30日以内に、Yが損害賠償額を支払うために必要な事項の確認を終えたうえで、損害賠償額を支払う。したがって、請求完了を認定するにはYが提出を求める書類が提出されることが必要であり、Xは、Yが求める所得証明書を提出していないから、請求は完了しておらず、Yは遅滞の責任を負わない、仮にYが遅滞の責任を負うとしても、Xが直接請求権の行使要件を充実したのはZが免責決定を得た日であり、その日を含めて30日が経過するまで、Yは遅滞の責任を負わないと主張した。

2. 判旨

一部認容、一部棄却（確定）

〔(1) 直接請求において支払うべき損害賠償額としての請求について
本件契約上、直接請求において保険会社が損害賠償請求権者に支払う損

害賠償額は、以下のとおりである（約款第1章第1節第8条(3)）。

「損害賠償額」＝「被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額」（以下「A」という。）－（「自賠責保険等によって支払われる金額」＋「被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額」）

「A」に遅延損害金が含まれるか否かに関し、約款第1章第1節第4条第1項は、被保険者が保険会社に保険金を請求する場合について、保険会社は、訴訟の判決による遅延損害金に限り、「A」から同第5条に定める費用及び自賠責保険金額を控除した額を支払う旨を定めていて、「A」と遅延損害金を区別している。

したがって、遅延損害金は「A」に含まれないと解するのが相当である。よって、Xが、Yに対し、直接請求において支払うべき損害賠償額として、事故発生日からの遅延損害金を請求できるとは認められない。

(2) 損害賠償額支払債務の遅延としての請求について

Xは、Yが損害賠償額を支払うべき時期は本件事故時であると主張するが、本件契約上、直接請求権に関し、請求完了日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払う旨を定めるのであるから（約款第4章第25条第1項）、遅延損害金が発生するのは、請求完了日からその日を含めて30日を経過したときと解される。

そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、①Xが、平成22年11月10日、Y担当者に対し、損害賠償の請求をし、Yも、Xに対し、認定上必要となる資料の提出を求めた上、その内払に応じていること、②Y代理人は、Zの代理人として、平成25年1月、厚木簡易裁判所に、Xを相手方として、本件事故の適正な損害賠償額の確定を求める調停の申立てをしているところ、同年11月に取下げにより同調停手続が終了するまで、Xは継続して損害賠償の支払を求めていたことが認められ、同年12月16日にZの破産手続が開始し、XがYに対する直接請求権を行使できることとなったときに（約款第1章第1節第8条(2)④）、XのYに対する直

接請求は完了したというべきである。

この点、Yは、Xが所得証明書を提出しないから請求完了とは認定できないと主張するが、本件において所得証明書が損害賠償額の支払の請求にあたり必要な資料であるとは認められない。

また、Yは、Xの直接請求権の行使要件が充足したのはZが免責決定を得た日であると主張するが、本件契約上、損害賠償請求権者は、法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者の破産または生死不明の場合に直接請求できると定められ（約款第1章第1節第8条(2)④）、文言上、「破産」が免責決定を意味すると解釈するのは困難であり、Yの主張は認められない。

以上によれば、Yの損害賠償支払債務は、平成25年12月16日を含めて30日目に当たる平成26年12月14日の経過により遅滞となり、Yは、平成26年12月15日から支払済まで遅延損害金を支払う義務を負う。」

3. 本判決の研究

判旨に一部疑問あり。

(1) 本判決の意義

本件は、①被保険者である加害者が損害賠償請求権者に対して負う遅延損害金が約款上の直接請求権により保険者が支払う損害賠償金額に含まれるか否か、および②保険者が損害賠償請求権者による直接請求により支払うべき損害賠償額支払債務の履行期（遅延損害金が発生する時期）はいつかについてが主な争点となった事例である¹⁾。本判決は、①について、被保険者である加害者が損害賠償請求権者に対して負う遅延損害金は約款上の直接請求権により保険者が支払う損害賠償額には含まれないとし、②について、損害賠償額支払債務の履行期は破産手続開始日から30日経過し

1) 本判決についての先行研究として、山下典孝「本件判批」判例時報2374号150頁（判例評論715号20頁）（2018年）、梅村悠「本件判批」上智法学論集62巻1・2号169頁（2018年）参照。

たときであるとの判断をした。本判決のこのような判断は妥当であると思われるが、本判決の判旨には疑問に思うところが数か所ある。そこで、以下では任意自動車保険における被害者の直接請求権について概説した後、本判決で争点となった上記の2点について検討を行う²⁾。

(2) 任意自動車保険における直接請求権の法的性質と構造

本件で問題となっている任意自動車保険における被害者の保険者に対する直接請求権は、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条の規定により発生する自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の直接請求権とは異なり、契約当事者（保険契約者と当該任意自動車保険の保険者）の意思表示上の効果として契約内容（約款）により創設された（契約外の第三者たる損害賠償請求権者に付与された）ものであり³⁾、法的には、民法537条1項の第三者のためにする契約により権利が発生させられるものであると解されている⁴⁾。そして、加害者である被保険者が負う損害賠償債務について、任意自動車保険の保険者が併存的債務引受けをする結果、損害賠償請求権者が当該保険者に対しても損害賠償請求権を行使しようとする考え方（併存的債務引受説）が一般的で、直接請求権の法的性質は、民法709条または自賠法3条に基づく損害賠償請求権であると解されている⁵⁾。ただし、任意自動車保険における直接請求権は、

2) なお、本判決ではこのほかに①過失相殺の有無、②Xの後遺障害の内容・程度、③Xの損害額も争点となっているが、本稿ではこれらについての検討は割愛する。

3) 約款上の直接請求権の創設の経緯については、「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説2017』16-22頁（保険毎日新聞社、2017年）参照。

4) 藤村和夫＝伊藤文夫＝高野真人＝森富義明編『実務交通事故訴訟大系第2巻責任と保険』406頁（ぎょうせい、2017年）〔洲崎博史〕、鴻常夫編『註釈自動車保険約款（上）』123頁（有斐閣、1995年）〔金澤理〕。

5) 藤村＝伊藤＝高野＝森富・前掲注4）406頁〔洲崎〕、鴻・前掲注4）123頁〔金澤〕。したがって、交通事故の被害者が任意自動車保険の保険者に行う直接請求権は「損害賠償請求」であるので、本研究会の場において本判決の事件名（保険金請求事件）は正確ではない（損害賠償請求事件が正しい）

保険契約者と保険者の契約により発生するものであるため、当該保険契約上の制約を受けることになる⁶⁾。

任意自動車保険における直接請求権⁷⁾は、対人賠償における直接請求権に関する条項の第1項において、①対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること、および②保険会社が被保険者に対して支払責任を負うことの2点を発生の要件として規定している⁸⁾。また、同条項の第2項において、損害賠償額の支払条件を定めており、被保険者から損害賠償額の支払の請求を受けた場合、保険者は、①損害賠償責任の額の確定、②損害賠償請求権不行使の書面による承諾、③損害賠償額の保険金超過額、④被保険者の破産等の条件に該当したときに、損害賠償額を支払う旨を定めている。本件の約款第1章第1節第8条(2)④はこの支払条件である被保険者の破産の場合を規定するものである。このような規定が置かれているのは、被保険者の破産の場合、被保険者と被害者との間で損害賠償責任の額を確定することが著しく困難または不可能であるためである⁹⁾。そして、ここでいう「破産」とは、裁判所の破産宣告を受けてから破産手続の終了(解止)までの間の状態をいうと解されている¹⁰⁾。したがって、「文言上、「破産」が免責決定を意味すると解釈するのは困難であり、Yの主張は認められない」とした判旨のこの部分に関しては妥当な判断であるといえる。

しかし、この点に関連して本判決には1つ気になる点がある。それは、

のではないかというご指摘を受けた。

- 6) 山野嘉朗「保険者に対する直接請求権」坂口光男編『損害保険の法律問題』金融商事判例933号142頁(経済法令研究会, 1994年)。
- 7) 任意自動車保険の約款条項については、損害保険料率算出機構が任意自動車保険の参考純率を算出するに当たり依拠している「自動車保険標準約款」を参考にしている。この約款の構造・解説については「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3)を参照。
- 8) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3)57頁。
- 9) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3)59頁。
- 10) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3)60頁。

本判決が「同年12月16日にZの破産手続が開始し、XがYに対する直接請求権を行使できることとなったときに…、XのYに対する直接請求は完了したというべき」と判示したり、「Yは、Xの直接請求権の行使要件が充足したのはZが免責決定を得た日であると主張するが、本件の約款所上、損害賠償請求権者は、法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者の破産または生死不明の場合に直接請求できると定められ」と判示しており、本件の約款8条(2)④の破産手続の開始をXの直接請求権の行使要件と捉えているように思われる点である¹¹⁾。前述したように、直接請求権の発生(行使)要件は直接請求権に関する条項の1項に定められており、同2項は損害賠償額の支払条件を定めているものと解するのが多数説の立場である¹²⁾。すなわち、同2項に定められた条件は、保険会社によ

-
- 11) 梅村・前掲注1) 173頁。この点に関し、直接請求権に関する条項の第2項を直接請求権の発生要件と捉えているように読める裁判例は他にも存在する(例えば、仙台高判平成26年3月28日判時2276号42頁)ようである。梅村・前掲注1) 174頁。
- 12) 平田喜之=水野貞「自動車保険」金沢理ほか『新種・自動車保険講座第2巻自動車責任保険』221頁(日本評論社、1976年)、鴻・前掲注4) 119頁〔金澤〕、藤村和夫=山野嘉朗『概説交通事故賠償法(第3版)』452頁(日本評論社、2014年)、長谷川健「加害者に対する損害賠償請求権と保険会社に対する直接請求権の関係」交通事故紛争処理センター創立40周年記念論文集『交通事故紛争処理の法理』9頁(ぎょうせい、2014年)、「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3) 60頁等。これに関して、藤村=伊藤=高野=森富・前掲注4) 407-408頁〔洲崎〕は「1項と2項の関係はわかりにくいが、両者の規定ぶりからすると、1項は、損害賠償請求権者に一定の範囲で直接請求権が認められることを抽象的・宣言的に定めた規定であり、2項は、1項の請求が認められるための要件とその範囲を具体的に定めた規定とみるのが自然であろう。」とし、「なお、……約款文言からすると、1号~5号の事由は、損害賠償請求権者が任意社に対して損害賠償額の支払を請求する時点で存在している必要はなく、請求後の適当な時期にいずれかの事由(とりわけ1号~3号の事由)が存することになれば損害賠償額の支払を受けることができると解される。この意味で1号~5号の事由は、任意社による損害賠償額支払の条件を定めたものであって、直接請求権の行使の要件そのものではないということもできる」(脚注省略)と述べる。

る損害賠償額の支払の条件を定めたものであって、被害者の直接請求権の発生（行使）要件を定めたものではなく、同項の条件に該当しない場合でも、交通事故が発生し被害者が損害賠償請求権を有するときは直接請求権が発生し、被害者は保険会社に対してその権利を行使できるのである¹³⁾。したがって、本判決が本件の約款8条(2)④の破産手続の開始をXの直接請求権の行使要件と捉えている¹⁴⁾のであれば、それは一般的な理解とは異なる判断であったといえよう¹⁵⁾。

(3) 直接請求権により保険者が支払うべき損害賠償額に遅延損害金が含まれるか

本件でXは、直接請求においてYが支払うべき損害賠償額として、本件事故日から支払済みまでの遅延損害金を請求できる旨主張した。しかし、本判決は、本件の約款第1章第1節第4条第1項が、被保険者が保険会社に保険金を請求する場合について、保険会社は、訴訟の判決による遅延損害金に限り、「A」から同第5条に定める費用及び自賠償保険金額を控除した額を支払う旨を定めていて、「A」と遅延損害金を区別しているから、遅延損害金は「A」に含まれず、直接請求においてYが支払うべき損害賠償額として、事故発生日からの遅延損害金を請求することはできないと判示する。

そもそも遅延損害金は、自動車事故という不法行為による損害賠償債務（金銭債務）の履行遅滞についての損害賠償として支払われるものである

13) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3) 60頁、長谷川・前掲注12) 9-10頁。

14) 本件の事実認定によれば、保険者であるYも「Xが直接請求権の行使要件を充足したのはXが免責決定を得た日であり」と主張（2項の支払条件を行使要件のように主張）しているため、それに合わせて本判決が判断を下した可能性は否定できない。

15) ただし、本研究会の場においても、1項を行使要件、2項を単なる支払条件と捉える立場に懐疑的な意見も出されていた。

から（民法 419 条参照），被保険者の負担する損害賠償責任の額そのものではない¹⁶⁾。それでもあえて遅延損害金についての規定を設けているのは，保険会社の争い方や解決の時期についての判断（裁判所の和解勧告を受けるか否かなど）が遅延損害金の額に影響する場合が強く，また，すべての危険から被保険者を守るという趣旨から，遅延損害金を保険金額の枠外で全額支払うこととしているからであると解されている¹⁷⁾。

したがって，このような理解を前提にすると，遅延損害金が被保険者の負担する損害賠償責任の額ではないこと，および直接請求により Y が支払う対象となる「A」とは別に訴訟の判決による遅延損害金の支払に関する規定があることを理由に，「A」と遅延損害金を区別し，「A」に遅延損害金が含まれないとした本判決の判断は妥当であったといえる。

ただし，この点に関する本判決による判示部分（の表現の仕方）に疑問がないわけではない。本判決は，「保険会社は，訴訟の判決による遅延損害金に限り，「A」から同第 5 条に定める費用及び自賠責保険金額を控除した額を支払う旨定めていて」と判示している。これを素直に読むと遅延損害金は「A」から 5 条規定の費用に自賠責保険金額を加えたものを控除したものということになりそうであるが，この理解で本当に正しいのであろうか。本判決の先行研究は，「この点に関する判旨の説示部分は極めて分かりにくい」と指摘し，「「保険会社は，訴訟の判決による遅延損害金に限り，「A」から同第 5 条に定める費用及び自賠責保険金額を控除した額を支払う旨を定めていて」とは，「保険会社は，（1）に定める対人賠償保険金（「A」に同第 5 条①～③に定める費用を加算し，自賠責保険金額を控除した額）に加え，訴訟の判決による遅延損害金を支払う旨を定めていて」という意味であろうか」と述べる¹⁸⁾。また，自動車保険標準約款 15 条 2 項は「当会社は，（1）に定める保険金のほか，次の額の合計額を支払い

16) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注 3) 75 頁。

17) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注 3) 75 頁。

18) 梅村・前掲注 1) 172 頁。

ます。」と規定し、同項2号において「第10条（当会社による解決－対人賠償）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金」と定めている¹⁹⁾。遅延損害金に関していえば、このように規定されているのが一般的であるといえるので、本判決が判示するように本件の約款において規定されているのかについては若干の疑問を感じる。

（4）損害賠償額支払債務の履行期

次に、Xは、Yが損害賠償額を支払うべき時期は本件事故時であると主張する。下級審裁判例の中には、Xが主張するように、被害者が、加害者と保険会社を共同被告とし、加害者に対して損害賠償を請求するとともに、保険会社に対し、加害者に対する判決の確定を条件として損害賠償額の支払を請求する場合には、交通事故の日を起算日とする遅延損害金の支払を命じるもの（東京地判平成8年7月31日交通民集29巻4号1132頁、名古屋地判平成21年8月28日交通民集42巻4号1118頁）も存在する²⁰⁾。しかし、本判決は、本件契約上、直接請求に関し、請求完了日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払う旨を定めているのであるから、遅延損害金が発生するのは、請求完了日からその日を含めて30日を経過したときであるとし、請求完了日はZの破産手続が開始した日であると判示した。

直接請求権に関する履行期について、自賠責保険では自賠法16条の9に規定があり、保険会社は直接請求があった後に当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わず（同条1項）、保険会社が確認をするた

19) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3) 74頁。

20) 加藤了編著『交通事故の法律相談〔全訂第4版〕』282頁（学陽書房、2011年）、佐久間邦夫＝八木一洋編『交通損害関係訴訟〔補訂版〕』115頁（青林書院、2013年）。

めに必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険会社は、これにより損害賠償額の支払を遅延した期間について、遅延の責任を負わない（同条2項）とする²¹⁾。自賠責保険の直接請求権の履行期に関しては、従来何ら定めがなく、また、直接請求権は保険契約に基づく請求権ではないため、保険給付の履行期に関する保険法21条の適用はないが、保険金請求権に関して履行期が法定されたこととの均衡を考慮し、また、適正な履行期間を定めることで被害者保護の実益を確保しようとする立場から本条が定められたものと解されている²²⁾。そして、直接請求権の請求完了日は、「請求があった後」との文言から、自賠法施行令3条1項に規定する各書面の提出が完了したときから起算すると解されている。そして、同条項では、①請求者の氏名・住所、②死亡による損害を請求する場合には、請求者の死亡した者との続柄、③加害者及び被害者の氏名・住所、加害行為の行われた日時・場所、④当該自動車登録番号・車両番号・車台番号等、⑤保険契約者の氏名・住所、⑥請求する金額及びその算出基礎（同項1号～6号）の各事項を記載した書面の提出を定めており、これらの事項に関しては、診断書又

-
- 21) 自賠法16条の9第1項の「必要な期間」に関しては最高裁判決（最判平成30年9月27日民集72巻4号32頁）が存在する。この最高裁判決に関しては、松田真治「判批」法律のひろば71巻12号53頁（2018年）、植草桂子「自賠法16条の9の解釈をめぐる諸問題——最高裁平成30年9月27日判決を中心として——」保険学雑誌643号93頁（2018年）、山下典孝「判批」法学セミナー増刊（新判例解説 Watch）24号129頁（2019年）、土岐孝宏「判批」法学教室463号134頁（2019年）、根本尚徳「判批」ジュリスト1531号75頁、甘利公人「判批」ジュリスト1531号109頁（2019年）、島智久「判批」共済と保険2019年6月号21頁、堀内有子「最高裁時の判例」ジュリスト1536号89頁（2019年）、竹濱修「判批」私法判例リマックス59巻94頁（2019年）、山本哲生「判批」損害保険研究81巻3号217頁（2019年）等参照。また、破棄差戻審（東京高判平成31年1月16日金判1566号21頁）に関しては、山下典孝「判批」青山法学論集61巻2号177頁（2019年）参照。
- 22) 北河隆之＝中西茂＝小賀野晶一＝八島宏平『逐条解説自動車損害賠償保障法〔第2版〕』158頁（弘文堂、2017年）〔八島宏平〕。

は検案書などといった各事項の立証資料を請求者に提出することを義務づけている（同条2項）。これらの事項は事故状況を再現し、被害者の損害額を積算する上で不可欠の情報であり、これらの情報が欠落した状態では直接請求に係る損害調査手続を進めることは不可能と考えられるため、法定の各資料提出の完了日から履行期間を起算すべきであると解されている²³⁾。なお、同条の要件を満たす各資料が提出されたことの立証責任は第一義的には保険会社にある²⁴⁾。

これに対し、任意自動車保険における直接請求権に基づく損害賠償金の支払に関して、約款では請求完了日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払う旨を規定しているのが一般的である。例えば、自動車保険標準約款の第26条6項は「当社は、賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ①から⑤まで……のいずれかに該当する場合には、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。」と規定する。これは、保険会社が保険金支払義務の有無および範囲を調査し決定するのに相当の日時を要するので、30日間の猶予を定め、この期間経過後にはじめて保険金支払債務の履行期が到来するものとしたと解されている²⁵⁾。そして、自賠責保険における被害者の直接請求手続を定めた自賠法施行令3条と同様の趣旨で、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、損害賠償請求権者は、①損害賠償額の請求書、②公の機関

23) 北河ほか・前掲注18) 159頁〔八島〕。

24) 北河ほか・前掲注18) 159頁〔八島〕。

25) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3) 237頁。自動車保険標準約款では、請求完了日からその日を含めて30日以内に、損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実等、損害賠償額を支払うために必要な事項の確認を終え、損害賠償額を支払う旨規定する（26条6項1号から5号）。

が発行する交通事故証明書、③死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本、④後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類、⑤傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類、⑥被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書、⑦対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書および被害が生じた物の写真、⑧その他保険会社が必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に保険会社が交付する書面等において定めたものを提出しなければならない旨定められている²⁶⁾。したがって、前述した損害賠償額の支払条件のいずれかが充足されている場合（例えば、本件であれば被保険者の破産）であっても、これらの必要書類が提出されていないのであれば、保険会社の損害賠償額支払債務の履行期は到来しないことになる²⁷⁾。

本件で、Yも、請求完了を認定するにはYが提出を求める書類が提出されることが必要であり、Xは、Yが求める所得証明書を提出しないから、請求は完了しておらず、Yは遅滞の責任を負わないと主張する。本件では、休業損害や後遺障害による逸失利益の損害の請求がなされていることから、保険会社がその損害の算定の基礎となる収入等を確認するために所得証明書の提出を求めることには合理性があり、当該書類の提出がない限り、請

26) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注3) 239-240頁。

27) 本件の約款の文言が正確には把握できていないが、本件の約款が、自動車保険標準約款のように、請求完了日と認められるためには支払条件が充足されていることを要する旨を規定しているのであれば、支払条件（本件であれば破産）が充足されていない以上、他の手続（例えば、必要書類の提出等）がなされていても請求完了日とはならず、支払条件が満たされ他の手続がなされていて初めて請求完了日となるといえよう。

求完了と判断することは難しいものといえる²⁸⁾。

しかし、本判決は、①Xが平成22年11月10日、Y担当者に対し、損害賠償額の請求をし、Yも、Xに対し、認定上必要となる資料を求めた上、その内払に応じていること、②Y代理人は、Zの代理人として、平成25年1月、厚木簡易裁判所に、Xを相手方として、本件事故の適正な損害賠償額の確定を求める調停の申し立てをしているところ、同年11月に取下げにより同調停手続きが終了するまで、Xは継続して損害賠償の支払を求めていたことが認められるとし、同年12月16日にZの破産手続が開始され、XがYに対する直接請求権を行使できることとなったときに、XのYに対する直接請求は完了したというべきであると判示する。そして、このような事実認定を前提に、本判決は、本件において所得証明書が損害賠償額の支払を請求するにあたり必要な資料であるとは認められないと判示する。

所得証明書は、その年の1月1日から12月31日までにいくら所得したかが記載されている証明書で、市区町村の役所（役場）で発行されているものであるから、その公正性は確保され、また、決して取得しにくい文書でもない。したがって、保険会社が収入等の確認のために提出を求めることは不思議なことではないし、請求者側の提出に関する負担もさほど大きいとは思えない以上、保険者が提出を求めているのであれば、所得証明書は損害賠償金の支払の請求に際し請求者側が提出しなければならない文書であるといえる。そうすると、一般的に考えて、所得証明書は損害賠償額の支払の請求にあたり必要な資料であると思われる。ただし、何らかの事情で所得証明書等の書類が提出できない場合には、約款所定の算定基準に基づき後遺障害損害や休業損害を積算することができることになっているようで、この場合には、請求者等が当該書類の提出ができなく、約款所定の基準に基づく損害を積算する旨の合意書等を提出したのであれば、所得証明書等が提出されていなくても請求完了となる²⁹⁾。本件では、所得証明

28) 山下・前掲注1) 153頁。

29) 山下・前掲注1) 153頁。

書の提出はなされていなかったであろうから³⁰⁾、このような合意書等が提出されていれば所得証明書等の提出がなされていなかったとしても請求完了になると思われるが、そのような合意書等の提出があったか否かは本件の事実認定からは明らかではない。したがって、このような合意書等の提出があったから、所得証明書が損害賠償額の支払の請求にあたり必要な資料であるとは認められないと本判決が判断したのかは不明である。むしろ、本判決はそうのように判断したのではなく、本件事故以降にXが所得証明書以外の損害賠償額の算定を基礎付けるに足りる証拠書類を提出していたと判断して、所得証明書の提出がなくとも損害賠償金の支払条件となる被保険者の破産手続の開始日を請求完了日としたのではないだろうか³¹⁾。仮にそのような損害賠償額の算定を基礎付けるに足りる他の証拠書類が提出されていたのであれば、所得証明書の提出がなくとも損害賠償額の算定を行うことができるので、「本件において」請求の完了のために所得証明書が必要な書類であるとはいえないとする本判決の判断も理解できる。それでは、本判決はこのように理解したのだろうか。正直、本判決における前述の判旨①・②からでは、本判決がこのような理解のもとに判断を下したのかどうかは明らかではない。例えば、判旨①ではXの損害賠償の請求に対し、Yが認定上必要となる資料の提出を求めた上、その内払に応じていることを判示するが、このことから所得証明書以外の損害賠償額の算定を基礎付けるに足りる他の証拠書類が提出されていたと判断したのであるうか（認定上必要となる資料の提出を求めた上で、その内払に応じているのであるから、そのような証拠書類が提出されていたであろうという判断なのか）。また、判旨②について、Y代理人が、平成25年1月に、Xを相

30) 所得証明書の提出はなされていたという事実認定であれば、本判決の判旨のように所得証明書は必要書類でなかった旨の判示はしないであろうから、本件においてはYが主張するとおり所得証明書の提出はなかったとみるべきであろう。

31) 山下・前掲注1) 153頁。

手方として本件事故の適正な損害賠償額の確定を求める調停の申立をしていたが、11月に取下げにより同調停手続が終了したこと、この間、Xが継続して損害賠償の支払を求めていることを事実認定しているが、損害賠償額の確定に関して調停にまで発展していたものが取下げられたことから、（証拠書類の提出等がなされて）損害賠償額の確定に係る紛争がある程度解決したと考えているのであろうか。本判決はいずれにせよ平成22年11月10日以降からZの破産手続開始までの間に、XからYに対し損害賠償額の算定を基礎付けるに足りる他の証拠書類が提出されたと判断したものと思われ、そうであるから保険会社の求める所得証明書は必要書類ではないと判示し、約款上の損害賠償額の支払条件であるZの破産開始日を請求完了日と解したものと思われる。所得証明書が損害賠償額の算定に際して必ずしも必要書類とはならないこと、他の証拠書類が提出されていたのであれば、損害賠償額は確定できるものとして、Zの破産開始日を請求完了日とし、その日を含めて30日経過した日を損害賠償債務の履行期としたことは妥当な判断であると理解できる。しかし、本判決がそのように解する理由として判旨①②では不明確であり、このような理由のもとで（このような理由だけで）本判決の結論を導いた点には疑問があるものといえる。

(5) 本判決の結論について

以上により、本判決には不明確・不正確と思われる箇所がいくつかあるものの、直接請求権に基づきYが支払うべき損害賠償債務の履行期を、破産手続開始日から30日が経過した日とした本判決の判断は妥当であり賛成できる。したがって、本件の破産手続開始日は平成25年12月16日であるから、その日を含めて30日が経過した平成26年1月14日までが履行期になるものと思われる。しかし、本判決はYに対しその翌日である平成26年1月15日から支払済みまで遅延損害金を支払うよう判示するのではなく、平成26年「12月」15日（破産手続開始日から1年経過後）から遅延損害金の責任を負う旨判示する。本判決が破産開始から1年後まで

を突然履行期とすることに特別な理由は見当たらないので、これはおそらく単なる誤記であると思われる。民事訴訟法 257 条 1 項は、「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立により又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」と定めている。ここでいう「明白な誤り」とは、判決中に示された判断の実質的根拠を再検討しなくとも、判決書の全趣旨、訴訟記録、または一般的経験則などから、判断が一義的に誤りであると断定できる場合を指すものと解されている³²⁾。本件の誤記は明らかにこの「明白な誤り」に該当するので、更正が認められるものといえる³³⁾。

本稿は、JSPS 科研費（課題番号 17K03445）による成果の一部である。

（筆者は岩手大学人文社会科学部教授）

32) 伊藤真『民事訴訟法（第6版）』523頁（有斐閣、2018年）。

33) 梅村・前掲注1) 175頁によると、平成28年9月29日付で、担当裁判官の職権により、更正決定がなされているようである。